

### 高齢者のインフルエンザ 予防接種の助成は1月31 日まで

医療機関によっては、インフル  
ルエンザワクチンが不足してい  
る場合があります。詳しくは、  
市ホームページをご覧ください。  
か、担当課か各医療機関へお問  
い合わせください。

▽実施期間 1月31日(日)まで

▽対象  
●接種日当日に65歳以上の方  
●接種日当日に60歳以上64歳以  
下の方で心臓・じん臓・呼吸  
器に自己の周辺の日常生活活  
動が極度に制限される程度の  
障がいのある方、ヒト免疫不  
全ウイルスで免疫の機能に日  
常生活がほとんど不可能な程  
度(身体障害者手帳1級相  
当)の障がいのある方

▽持ち物  
●住所、氏名、生年月日が確認  
できる「健康保険証」など  
●生活保護受給者、中国残留邦  
人等支援給付受給者の方:  
「受給証明書」  
●身体障害者手帳をお持ちの方  
:「身体障害者手帳」  
●身体障害者手帳1級相当の方  
:「診断書」  
▽費用 無料  
▽問合せ 健康課予防推進係  
(直通558・1191)

▽問合せ 健康課予防推進係  
(直通558・1191)

### 後期高齢者医療制度 の被保険者に「医療 費等通知書」送付

「医療費等通知書」を送付し  
ます。通知書に記載してある内  
容を確認してください。

▽発送日 1月下旬

▽対象月 令和元年9月〜令和  
2年8月

▽対象 対象月内の医療機関な  
どの受診で、医療費の合計金  
額が5万円を超える月がある  
方  
※確定申告で医療費控除を受  
ける方は、医療費等通知書

を「医療費控除の明細書」と  
して使用することができます  
「対象月以降(令和2年9月  
〜12月)は、お持ちの領収書  
で明細書を作成する必要があります」。

▽問合せ 保険年金課後期高齢  
者医療係

### 要介護認定を 受けている方の 「障害者控除対象者 認定書」交付

65歳以上で要介護認定を受け  
ている方は、身体障害者手帳な  
どの交付を受けていなくても、  
寝たきりなどの一定の要件に該  
当する場合には、障害者控除対  
象者認定書を発行します。所得  
税や住民税の申告の際に添付す  
ることで、本人かその扶養者が、  
障害者(特別障害者)控除を受  
けることができます。認定書の  
交付を希望される方は、申請し  
てください。

ていないか直近1年間(初診  
日の月の前々月までの期間)  
に保険料の滞納がないこと  
(初診日が20歳前の方を除く)

▽年金額(令和2年度)  
●1級:97万7125円  
●2級:78万1700円  
▽子の加算額 生計を維持して  
いる18歳に到達する年度末ま  
での子(20歳未満で障害基準  
が1級か2級に該当する子)  
がいる場合は、子の人数に応  
じた「加算額」が支給されま  
す。

▽約相談受付・問合せ 保険  
年金課年金係、障害厚生年金  
の相談:青梅年金事務所(☎  
0428・30・3410)



未満(老齢基礎年金の繰上げ  
支給を受けている方を除く)  
に初診日がある方も含みま  
す。  
※厚生年金保険の被保険者期間  
中に初診日がある方は、「障  
害厚生年金」の対象です。  
▽支給要件 次の全ての条件を  
満たすこと  
●障害の状態が、国民年金法の  
障害基準(1級か2級)に該  
当すること  
●初診日の前日において、保険  
料の滞納期間が被保険者期間  
全体(初診日の月の前々月ま  
での期間)の3分の1を超え

### 申込み・問合せ 高齢者支援 課介護認定係 償却資産がある方へ



個人か法人がその事業のため  
に用いている構築物や機械、装  
置、備品などは、償却資産とし  
て固定資産税の対象です。令和  
3年1月1日現在、市内で工場  
や商店などを経営している方、  
駐車場やアパートなどを貸し付  
けている方で、償却資産をお持  
ちの方は、申告してください。

▽申告期限 2月1日(月)まで  
(土曜・日曜日、祝日を除く)

▽問合せ 課税課家屋資産税係

### 中小事業者を対象とした 固定資産税などの軽減

新型コロナウイルス感染症に  
関連して収入が減少した中小事  
業者(法人・個人事業主)が所  
有する事業用家屋(償却資産)は、  
令和3年度分の固定資産税・都  
市計画税を軽減します。

▽軽減の内容 令和2年2月か  
ら10月までの任意の連続する  
3か月の事業収入が前年同期  
比で、3割以上減少した場合  
は2分の1に軽減、5割以上  
減少した場合は、全額を軽減  
します。

▽申告期間 2月1日(月)まで  
(土曜・日曜日、祝日を除く。  
郵送の場合は2月1日(消印  
有効)まで)

▽その他 申告は、事前に認定  
経営革新等支援機関等の確認  
を受ける必要があります。

▽問合せ 課税課家屋資産税係

### 森っこサンちゃんクラブ 「森のお仕事体験」



森で、組み合わせている木を切  
り倒します(間伐)。木が元気  
に育つために必要な山の手入れ  
を体験し、山仕事の楽しさや大  
切さを学びます。

▽日時 1月30日(土) 午前10時  
〜午後3時

▽場所 小宮ふるさと自然体験  
学校

▽対象 市内在住の小学校4年

生から中学校3年生まで  
▽定員 10人(申込み順)  
▽費用 無料  
▽チラシ兼申込書配置場所 小  
宮ふるさと自然体験学校、環  
境政策課(五日市出張所)、  
生活環境課、中央図書館、東  
部図書館エル、五日市図書館  
※市ホームページからダウン  
ロードできます。

▽主催 小宮ふるさと自然体験  
学校

▽申込み方法 1月28日(木)まで  
に電話で申し込んだ後、申込  
書に必要な事項を記入の上、送  
付するか直接体験学校にお持  
ちください。

▽申込み・問合せ 小宮ふるさ  
と自然体験学校(〒1990  
10174 乙津1984、  
☎596・0414(午前9  
時〜午後5時、月曜日を除  
く))



### 森林レンジャーがゆく (105)

#### 幸福の運び屋

10月の終わり、秋が深まるころの爽やかな北東風が流れていた日に、秋川で鳥類の観察調査を行っていました。タカが獲物を探している場面を双眼鏡で追っていたら、ずっと後ろの空に高空でとても印象的な鳥の群れが目に入りました。まさか、と思いながら、「ツルですね!」と言葉にしているうちに鳥肌が立ちました。これは多分、令和2年の活動において最も記憶に残るできごとだったと思います。

ツル類はサギなどに似ていますが、模様が異なり、首を伸ばして飛ぶことから簡単に見分けられます。その日見たのは「ナベヅル」という種類で、たった7羽の群れでしたが、とても存在感がありました。市内に留まらず、上空でゆっくりと旋回しながら西南方向で横断する姿を見送ることができました。

ナベヅルは、世界で約1万2千羽しか生息しないといわれている種類ですが、分布はアジアに限られており、その約9割は、毎年国の特別天然記念物に指定されている出水市(鹿児島県)の「鶴の渡来地」で越冬します。「国際希少野生動物種」や、環境省の「絶滅危惧Ⅱ類」(VU)に指定されており、タンチョウと並ぶ貴重な鳥

類の1種です。関東を横断する機会はほとんどなく、あきる野で会えるのは奇跡に近いのです。この世の中だからこそ、奇跡が起きるこのあきる野の「山・里・川」が、これだけ身近に自然があることに感謝すべきではないかと改めて実感し、市民の皆さんにもその素晴らしさや大切さを知っていただきたいと思えます。個人的には、ナベヅルの群れは2021年に向けて幸運を運ぶかのように見えました。

皆さんも、あきる野のよさを再認識し、よい1年に向かいましょう。2021年は、奪われた日常を取り戻せることを祈ります。(パプロ)



市内上空を横断したナベヅル